

第三号議案 (法第 28 条第 1 項)

## 2019 年度 特定非営利活動に係る事業計画書

< 第 16 期 >

(2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 ネモちば不登校・ひきこもりネットワーク

### 1 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 予定範囲及び 人数	支出見 込み額 (千円)
①千葉の不登校・ひきこもりの子ども・若者へのサポート事業	(1)子ども・若者交流会 不登校・ひきこもりの当事者たちを中心とした交流事業	毎週月、火、木、金、土曜日	ネモネット事務所など	4名	習志野近郊の不登校・ひきこもり本人など 30名	9500
	(2)地域の子ども・若者交流会 不登校・ひきこもりの当事者を含めた幅広いジャンルの子どもと若者の交流会	年 4 回	ネモネット事務所	8名	千葉県近郊のネモネットに興味のある者 50名	40
②千葉の不登校・ひきこもりの家族・保護者へのサポート事業	(3)親サロン 不登校・ひきこもりの家族を持つ保護者同士の相談等	年 11 回	ネモネット事務所等	8名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの家族など 100名	40
	(4)個人相談 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の個別相談事業	不定期 (要望に応じて)	ネモネット事務所	4名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの当事者とその家族 10名	20
	(5)電話相談 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の電話相談事業	毎週 1 回	ネモネット事務所	4名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの当事者とその家族 50名	20

	(6)講演会	年2回	千葉県内	11名	千葉県内不登校、ひきこもりの経験者とその家族120名	60
③千葉の不登校・ひきこもり当事者によるささえあい事業	(7)ひきこもりサロン ひきこもりの当事者同士の相談事業	年12回	ネモネット事務所	6名	主に千葉県内のひきこもりの当事者など40名	30
④親の会・フリースペース等のネットワークづくり事業	(8)全県交流合宿 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の体験活動と交流事業	年1回	千葉県内	8名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの当事者とその家族、ネモネットに興味のある者など40名	400
	(9)全国の親の会との交流事業	随時	全国	7名	ネモネット会員団体、連携団体及び千葉県内及び全国の親の会の世話人20名	10
	(11)研修	随時	関東近辺	5名	フリースクール・ネモスタッフ、親チームスタッフ15名	50
	(12)県内のフリースクール等とのネットワークづくり、交流	年4回	千葉県内	2名	千葉県内の不登校、ひきこもりの当事者とその家族100名	100
⑤千葉の不登校・ひきこもりに関する政策提言社会参画の推進事業	(13)親の会等立ち上げ支援事業	要望があれば	千葉県内	3名	千葉県内の親の会等立ち上げを計画する親、支援者80名	20

	(14) 県への政策提言	随時	千葉県内	2名	千葉県内の不登校、ひきこもりの当事者とその家族 5000名	50
⑥本事業に関わるすべての不登校・ひきこもりの広報普及啓発事業	(15) ネモ通信会報の発行	年6回	ネモネット事務所	6名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの家族など900名	150
	(16) web サイト、インターネット上での情報発信事業	随時	ネモネット事務所	2名	全国40,000人	200